

福祉給付金

■対象者

毎年度 1 月中旬までに身体障害者手帳等を取得し、医療補助金の対象とならなくなった組合員、又は加入配偶者で互助組合にその届出をしたもの。

(1 月中旬以降に申請した方は、次年度から対象となります。)

■給付の内容

年度 10,000 円を自動給付 (初回のみ手続きが必要)

■給付の対象外

身体障害者手帳所持者で、福祉医療費受給者証等の申請をしたものが、所得等の制限により、受給者証の申請を却下されたとき。(下部留意事項参照)

■給付金の送金

毎年度 2 月末日 (2 月初旬に送金先口座確認の通知が届きます)

■送金までの流れ

①身体障害者手帳等を初めて取得

②組合員台帳記載事項変更届の提出

【添付】身体障害者手帳のコピー

※互助組合に送付

福祉医療費受給者証のコピー

③以後、毎年度自動給付

※2 月初旬に送金案内を送付

■留意事項

身体障害者手帳を取得しても、所得の制限により医療費助成の対象外となる場合があります。その場合は、身体障害者手帳のコピー、申請を却下された旨の通知書 (申請却下通知書など) のコピーを互助組合に送付してください。

この場合は、福祉給付金の対象外となり、医療補助金の対象となりますので、医療補助金事業をご利用ください。なお、身体障害者手帳に再認定を要する年月に期日が書いてある場合は、該当年月後に認定の有無を連絡してください。

送付先
及び
問合せ

〒850-8566

長崎市尾上町3-1 県教育庁福利厚生室内

(一財)長崎県教職員互助組合 退職互助部

TEL: 095-824-4721 FAX: 095-825-4792

平日 9時~17時45分